

○経済産業省告示第七十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月十四日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（ <u>1、2又は4</u> から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの	一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（ <u>1から9まで</u> の項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から

又は1から5までの項に規定する貨物であつて
北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1・2 (略)

3 本邦において開催された博覧会、展示会、
見本市、映画祭その他これらに類するもの（4
に掲げるものを除き、輸出貿易管理令別表第
一の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、
国際的な規模で開催された防衛装備に係る展
示会に限る。）に外国から出品された貨物で
あつて、当該博覧会等の終了後返送されるも
の（輸出貿易管理令別表第四に掲げる地域（以
下「特定地域」という。）以外の地域から輸入
された貨物であつて、特定地域を仕向地とし

5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕
向地とするものを除く。）

1・2 (略)

3 本邦において開催された博覧会、展示会、
見本市、映画祭その他これらに類するもの（4
に掲げるものを除く。）に外国から出品された
貨物であつて、当該博覧会等の終了後返送さ
れるもの（輸出貿易管理令別表第四に掲げる地
域（以下「特定地域」という。）以外の地域か
ら輸入された貨物であつて、特定地域を仕向
地として返送されるものを除く。）

て返送されるものを除く。）

3の2 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であつて、当該スポーツ競技大会の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であつて、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）

4
～
10 （略）

二
（略）

（新設）

4
～
10 （略）

二
（略）